

人事行政の運営等の状況報告書

東彼地区保健福祉組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条及び第3条の規定に基づき、人事行政の運営等の状況に関し、次のとおり報告します。

◎職員の任免及び職員数に関する状況

1. 職員の任免（令和6年度 実績）

採用	2人（うち、再任用0人）
退職	2人（うち、再任用0人）

2. 級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

【一般職】

級	職務の名称	職員数	構成比
1	主事補、技師補	2人	8.0%
2	主事、技師	4人	16.0%
3	係長、主任主事、主任技師	10人	40.0%
4	高度の知識又は経験を必要とする係長	5人	20.0%
5	施設長、所長、場長、事務局次長（以下「施設長等」という。）、参事	1人	4.0%
6	事務局長又は高度な知識又は相当の経験を経た施設長等	3人	12.0%
7	高度な知識又は相当の経験を経た事務局長	0人	0.0%
再	再任用職員	0人	0.0%
計		25人	100.0%

【福祉職】

級	職務の名称	職員数	構成比
1	看護職員、計画作成担当者、支援員（介護職員）、栄養士	0人	0.0%
2	主任看護職員、主任計画作成担当者、主任支援員、主任栄養士	3人	100.0%
3	主任生活相談員	0人	0.0%
計		3人	100.0%

【技能労務職員】

級	職員数	構成比
1	0 人	0.0%
2	1 人	12.5%
3	2 人	25.0%
4	2 人	25.0%
5	3 人	37.5%
再	0 人	0.0%
計	8 人	100.0%

3. 職員数の状況（令和7年4月1日現在）

施設別 区 分	職 員 数（人）		対前年比 増 減 数
	令和7年度	令和6年度	
事 務 局	4	4	0
老人ホーム「ひさご荘」	9	9	0
東彼地区障がい者支援 センター「エール」	2	2	0
東彼地区環境センター	12	12	0
東彼地区清掃工場	9	9	0
一般廃棄物最終処分場	清掃工場職員兼務	清掃工場職員兼務	—
川 棚 斎 場	事務局職員兼務	事務局職員兼務	—
計	36	36	0

※ 職員数は、地方公務員の身分を保有する職員及びフルタイム再任用職員で、管理者、副管理者、及び会計年度任用職員、非常勤職員を除きます。

◎職員等の給与の状況

1. 人件費の状況（一般会計決算）

区 分	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率(B/A)
令和6年度	1,413,856 千円	34,336 千円	404,554 千円	28.6%

※ 特別職の報酬や一般職の給料等の人件費が歳出に占める割合を、令和5年度決算でみたものです。人件費には、一般職員及び会計年度任用職員の給与、退職手当負担金、共済費のほか管理者、副管理者、議員、非常勤職員等の報酬を含んでいます。

2. 職員給与費の状況

区 分	職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与額 (B/A)
		給 料	その他職 員手当等	期末勤勉 手 当	計 (B)	
令和7年度	人 36	千円 133,309	千円 20,240	千円 54,955	千円 208,504	千円 5,792

※ 給与費は、令和7年度当初予算でみたものです。

3. 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		初 任 給	採用2年経過日の給料月額
一般職	大学卒	220,000 円	230,000 円
	高校卒	188,000 円	201,000 円
福祉職員	高校卒	192,500 円	205,000 円
技能労務職員	高校卒	185,700 円	199,000 円

※ 新規学卒者で採用された場合の学歴初任給の状況をみたものです。

4. 主な手当の状況について（令和7年4月1日現在）

種 類	内 容																		
扶 養 手 当	・ 配偶者 3,000 円 ・ 子 11,500 円(16 歳から 22 歳までの子は 5,000 円加算) ・ 配偶者・子以外の扶養親族 各 6,500 円																		
住 居 手 当	・ 月額 16,000 円を超える家賃若しくは間代を支払っている職員に最高 28,000 円までを支給																		
通 勤 手 当	・ 通勤距離が片道 2km 以上の職員に支給 ア 自動車等の交通用具利用者には通勤距離に応じて 2,000 円(片道 5km 未満)から最高 31,600 円(片道 60km 以上)を支給 イ 公共交通機関を利用する場合には最高 55,000 円で、運賃相当額を支給																		
期 末 ・ 勤 勉 手 当	・ 期末手当 6 月期 1.25 月、12 月期 1.25 月 ・ 勤勉手当 6 月期 1.05 月、12 月期 1.05 月 ・ 職務上の段階、職務の級等による加算措置有																		
時 間 外 勤 務 手 当	正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員に、勤務時間 1 時間当たり 100 分の 125 から 100 分の 150 までの範囲内で支給（支給率は勤務時間帯等で異なる）																		
管 理 職 手 当	・ 月額 33,600 円：事務局長・養護老人ホーム(ひさご荘)施設長・東彼地区環境センター所長・東彼地区清掃工場長・東彼地区障がい者支援センターエール所長 ・ 月額 25,200 円：事務局次長																		
特 殊 勤 務 手 当	・ 危険作業手当 日額 1,000 円 ・ 感染症防疫作業従事手当 日額 1,000 円																		
退 職 手 当 (退職時の給料に一定の支給率を乗じた額が支給されます。)	<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">支 給 率</th></tr><tr><th>自己都合</th><th>定年・勸奨</th></tr><tr><td>勤 続 20 年</td><td>19.6695 月分</td><td>24.586875 月分</td></tr><tr><td>勤 続 25 年</td><td>28.0395 月分</td><td>33.27075 月分</td></tr><tr><td>勤 続 35 年</td><td>39.7575 月分</td><td>47.709 月分</td></tr><tr><td>限 度 額</td><td>47.709 月分</td><td>47.709 月分</td></tr></table>		区 分	支 給 率		自己都合	定年・勸奨	勤 続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤 続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤 続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	限 度 額	47.709 月分	47.709 月分
区 分	支 給 率																		
	自己都合	定年・勸奨																	
勤 続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分																	
勤 続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分																	
勤 続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分																	
限 度 額	47.709 月分	47.709 月分																	

5. 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平 均 年 齢
一般職	316,600 円	41 歳 9 月
福祉職	259,467 円	38 歳 4 月
技能労務職	293,475 円	44 歳 0 月

※ 平均給料月額は、実支給額を平均したものです。

6. 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		報 酬
特 別 職	管 理 者	月額 20,100 円
	副管理者	月額 9,800 円
	副管理者(専任)	月額 560,000 円
	議 長	年額 77,100 円
	副 議 長	年額 69,600 円
	議 員	年額 68,100 円

◎職員の勤務時間その他の勤務条件について（令和6年度）

1. 勤務時間について

区 分	時 間 帯 等
1日の勤務時間	午前8時30分から午後5時15分
休 憩 時 間	午後0時00分から午後1時00分
週 休 日	土曜日、日曜日
休 日	国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

※ 休憩時間：勤務時間が6時間を超える場合、勤務能率の向上等のための休憩で、勤務時間に含まれません。

2. 年次休暇の状況について

	総使用日数	職員数	1人あたり平均使用日数
一般職	329.74 日	25 人	13 日
福祉職	38.23 日	2 人	19 日
技能労務職	176.74 日	8 人	22 日
合計	544.71 日	35 人	15 日

※ 「集計期間」令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ 「総使用日数」は、集計期間に使用した年次休暇

※ 「職員数」は対象期間中、当組合に在籍した職員

◎職員の分限及び懲戒処分の状況について（令和５年度実績）

分 限		懲 戒	
内 容	件数	内 容	件数
降任(下位の級へ任命すること)	0	戒告(注意し、将来を戒めること)	0
免職(職を解くこと)	0	減給(給料を減額すること)	0
休職(職を保有したまま職務に従事させないこと)	0	停職(一定期間、職務に従事させないこと)	0
		免職(職を解くこと)	0

※ 分限とは、職員が一定事由によってその職務を十分に果たすことができない場合の制裁措置です。

※ 懲戒とは、地方公務員法に基づき服務規律の確保のため懲罰として行うものです。

◎職員の服務の状況について

地方公務員法第30条の服務の根本基準により、全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のため勤務し、且つ、職務の遂行にあたっては、全力でこれに専念しなければなりません。

この服務の基準を実行するため、地方公務員法の規定により職員にさまざまな義務が課せられます。

○服務の宣誓 ○法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ○信用失意行為の禁止 ○秘密を守る義務 ○職務に専念する義務 ○政治的行為の制限 ○争議行為の禁止 ○営利企業等の従事制限

◎職員の研修について（令和６年度実績）

研修項目	参加人員	内 容
階層別研修	2人	採用年次、職階ごとに実施（新入職員研修、監督職員研修、吏員研修など）
専門研修	8人	テーマごとに実施（法制執務、出納事務、契約事務など）
派遣研修	0人	市町村アカデミー、民間などの研修期間に派遣
一般研修	22人	先進地視察研修など
計	32人	

◎職員の福利及び利益の保護に関すること（令和６年度実績）

１．職員の福利について

区 分	受診者数	内 容 等
人間ドック	10人	医療機関が実施する総合検診（希望者）
定期健康診断	48(20)人	組合が委託して実施する検診

※ （ ）書きは、第２回目（夜間勤務対象者）の検診受診者数となります。

２．利益の保護について（長崎県人事委員会に係る業務）

内 容	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0
不利益処分に関する不服申立ての状況	0

※ 措置要求とは、地方公務員法に基づき、勤務条件に関して職員が是正などを求めることです。

※ 不服申立てとは、地方公務員法に基づき、不利益な処分について職員がその取り消しや軽減を求めることです。